

令和6年8月8日
感発0808第5号
医薬発0808第1号

各都道府県知事 殿

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部長
(公 印 省 略)

厚生労働省 医薬局長
(公 印 省 略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1項の規定による報告及び予防接種に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条の10第2項の規定による報告等の取扱いについては、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付け健発0330第3号・薬食発0330第1号厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬食品局長連名通知。以下、「連名通知」という。）に従い、御理解と御協力をいただいているところです。

今般、連名通知の一部を別紙のとおり改正することといたしましたので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

記

1 改正の概要

新型コロナワクチン接種後の遷延する症状に関する実態調査等において、ワクチン接種と接種後の症状との因果関係の有無は不明であるが、一部には発症から長期間経過しても回復しない事例等が報告されており、引き続き、新型コロナワクチン接種後の症状について幅広く評価を行っていく必要があることから、ワクチン接種後から発症又は症状が悪化するまでの期間や症状の持続期間が長かった症状についても、必要に応じて報告を検討する旨、連名通知に明記するもの。

2 適用日

令和6年8月8日